

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備	
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 電話番号： 03-5253-5909 e-mail： radio-policy@ml.soumu.go.jp	
評価実施時期	平成22年2月1日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】</p> <p>通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、今般、関連する法体系を抜本的に見直すこととしたところである。特に電波分野については、通信及び放送の相互参入の可能性が高まっている。また、家電、交通、医療等様々な分野において、電波の利用により新たな製品・サービスが登場してきており、今後電波利用を一層促進することによって、国民の利便性向上や電波を利用した新産業の創出が期待されている。このため、電波を国民がより自由にかつ安心して利用することができるよう、電波制度を見直すこととしたものである。</p> <p>【内容】</p> <p>①電波利用の柔軟化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信、放送両用無線局の導入：1つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許制度を整備する。 ・無線局の目的の変更制度：無線局の免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする。 <p>②免許不要局の範囲の拡大（空中線電力の上限の見直し）</p> <p>免許不要局の空中線電力の上限について、0.01ワットと法定されていることを見直し、1ワットとする。</p> <p>③携帯電話基地局の免許の包括化</p> <p>携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許を受けた場合には基地局毎の個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。</p> <p>④無線局の定期検査制度の見直し</p> <p>既存の登録点検事業者制度を拡大して登録検査等事業者制度とし、登録検査等事業者の検査を受けた無線局については、総務大臣による定期検査を省略できることとする。</p> <p>⑤無線局に係る外資規制の見直し</p> <p>無線局に係る外資規制の対象とされている特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（固定局）（大使館、公使館又は領事館の公用に供するものを除く。）について外資規制の適用除外とする。</p> <p>⑥その他、技術の進展等を踏まえて、免許人の負担軽減、電波秩序の維持等のために、以下の措置を講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 無線検査簿の備付け義務の廃止：無線検査簿（検査の年月日、結果等を記載した書面）の無線局への備付け義務を廃止する。 ii 技術基準適合命令制度の創設：無線設備が技術基準に違反している場合、その内容に応じ、より適切な監督を図るため、総務大臣が免許人等に対し当該無線設備を技術基準に適合させるよう命ずることを可能とする。 iii 廃止した無線局による電波発射の防止：無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、空中線の撤去以外の措置として、たとえば電源の除去等、電波の誤発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。 iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度：技術基準適合証明を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）（例：メーカー）について、その名称、住所等に変更が生じた場合、総務大臣に届け出なければならないこととする。 	
	法令の名称・関連条項とその内容	電波法（関連条項は別紙参照）
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>①新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>②新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>③新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>④登録検査等事業者の登録に際しては、登録免許税法に基づき、登録1件につき、9万円の登録免許税が課される。</p> <p>⑤新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> i 新たな遵守費用は発生しない。 ii 新たな遵守費用は発生しない。 iii 新たな遵守費用は発生しない。 iv 変更届出に係る軽微な負担が発生する。 	
(行政費用)	<p>①総務大臣に対して新制度に係る申請があった場合には、当該申請の審査を行うための負担が発生する。</p> <p>②新たな行政費用は発生しない。</p> <p>③新たな行政費用は発生しない。</p> <p>④登録申請等の受理等に係る軽微な負担が発生する。</p> <p>⑤新たな行政費用は発生しない。</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> i 新たな行政費用は発生しない。 ii 総務大臣が技術基準適合命令を発出する場合は、そのための軽微な負担が発生する。 iii 新たな行政費用は発生しない。 iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者からの変更届出の受理に係る軽微な負担が発生する。 	
(その他の社会的費用)	①～⑥特段想定されるものはない。	

規制の便益	便益の要素
	<p>①今後想定される以下のようなニーズに対応することが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供するニーズ ・放送事業者が、放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行うニーズ ・電気通信事業者が、ブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行うニーズ <p>②免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が期待される。</p> <p>③携帯電話基地局等を対象とした包括免許制度を導入することにより、当該基地局等の免許人である携帯電話事業者等は、一度包括免許を受ければ、個別の免許審査を経ることなく当該基地局等を開設することが可能となり、現在個別免許の申請から免許付与までに要している期間や申請事務が省力化される。その結果、当該事業者等は、迅速に当該基地局等を開設することが可能となり、また、それに伴い当該基地局等を用いた新たなサービスの開始が早まり、当該サービスを受ける利用者にも便益をもたらすことになる。</p> <p>④登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査を実施できることとするにより、民間活力の活用範囲を拡大することになる。</p> <p>⑤固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることができるようになり、外国人等の経済・社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資する。</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> i 免許人の負担が軽減される。 ii 無線局の無線設備が技術基準に違反している場合に、現行の電波の発射停止命令、無線局の運用停止命令に加えて、免許人等に対して当該無線設備を技術基準に適合させるよう必要な措置を命ずることが可能になる。これにより、総務大臣は無線局の免許人等に対して、違反の態様に応じてより適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られる。 iii 空中線と無線設備本体（送・受信装置）が一体となっている無線局が、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射されること等を防止することが可能となる。 iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者の名称、住所等の変更を総務大臣に届け出なければならないこととするにより、公示制度等の適正な運用が可能となる。
<p>政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）</p>	<p>①電波利用を柔軟化した場合、新制度の手續に係る申請に伴う事務負担が発生するものの、一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供する、放送事業者が放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行う、電気通信事業者がブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行う、といったニーズに対応し、新サービスの登場及び電波のより能率的な利用を促進することが可能となるため、今回の制度の改正は適切であると考ええる。</p> <p>②新たな費用を発生させずに、免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が期待されるものであり、今回の制度の改正は適切であると考ええる。</p> <p>③新たな費用を発生させずに、個別免許のために要している期間や申請事務を省力化することにより、基地局等の迅速な開設、サービス開始の迅速化が図られることから、今回の制度の対象拡大は適切であると考ええる。</p> <p>④登録点検事業者制度を拡大することにより、検査等事業者に係る登録の申請に伴う登録免許税の負担及び軽微な事務負担が発生するものの、検査について民間活力の活用範囲を拡大することになるため、今回の制度の拡大は適切であると考ええる。</p> <p>⑤新たな費用を発生させずに、固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることが可能になり、外国人等の経済・社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資するため、今回の制度の改正は適切であると考ええる。</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> i 無線検査簿の備付け義務を廃止した場合、新たな費用を発生させずに免許人の負担が軽減されるため、今回の改正は適切であると考ええる。 ii 技術基準適合命令を发出することによる軽微な負担が発生するものの、当該命令により、技術基準に違反している無線設備に対して適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られることから、今回の制度の創設は適切であると考ええる。 iii 新たな費用を発生させることなく、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射される等、廃止された無線局による電波発射を防止することができるようになるため、今回の改正は適切であると考ええる。 iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者が名称、住所等を変更した場合の変更届出に係る軽微な遵守費用及び行政費用が発生するものの、公示制度等の適正な運用を図るために必要であるため、今回の届出の義務化は適切であると考ええる。
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>情報通信審議会答申「通信・放送の総合的な法体系の在り方（平成20年諮問第14号）」（平成21年8月）。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>放送法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p>	

関連条項（別紙）

規制内容	電波法（改正前）	電波法（改正後）
①電波利用の柔軟化		
通信・放送両用無線局関係	—	第6条、第7条、第14条
無線局の目的の変更関係		
無線局の目的の変更	第16条の2	第9条、第17条
特定無線局の目的の変更	—	第27条の8
②免許不要局の範囲の拡大	第4条第3号	同左
③包括免許制度の対象の拡大		
包括免許制度の対象の拡大	第27条の2	同左
包括免許に係る基地局等の運用開始の期日等の届出	—	第27条の6第3項
包括免許に係る基地局等の新規開設禁止命令	—	第76条第2項
④無線局の定期検査制度の見直し		
登録検査等事業者の登録	第24条の2	同左
登録検査等事業者による検査	第73条第3項	同左
⑤無線局に係る外資規制の見直し	第5条第2項	同左
⑥その他		
i 無線局検査簿の備付け義務の廃止	第60条	—
ii 技術基準適合命令の創設	—	第71条の5
iii 廃止した無線局による電波発射の防止	—	第78条
iv 技術基準適合証明を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）の名称、住所等の変更届出制度	第38条の6、第38条の24、 第38条の29、第38条の30、 第38条の31	同左